

埼玉県特定（産業別）最低賃金の適用対象業種一覧表

(日本標準産業分類の小分類による)

件 名	適 用 業 種	
非鉄金属製造業	E 2 3 0	管理、補助的経済活動を行う事業所（2 3 2・2 3 3・2 3 4に分類されるものに限る。）
	E 2 3 2	非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）
	E 2 3 3	非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押し出しを含む）
	E 2 3 4	電線・ケーブル製造業
	L 7 2 8 2	純粋持株会社（2 3 2・2 3 3・2 3 4に分類されるものに限る。）
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	E 2 8 0	管理、補助的経済活動を行う事業所（2 8 電子部品・デバイス・電子回路、製造業）
	E 2 8 1	電子デバイス製造業
	E 2 8 2	電子部品製造業
	E 2 8 3	記録メディア製造業
	E 2 8 4	電子回路製造業
	E 2 8 5	ユニット部品製造業
	E 2 8 9	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業
	E 2 9 0	管理、補助的経済活動を行う事業所（2 9 電気機械器具製造業）
	E 2 9 1	発電用・送電用・配電用・配電用電気機械器具製造業
	E 2 9 2	産業用電気機械器具製造業
	E 2 9 3	民生用電気機械器具製造業
	E 2 9 4	電球・電気照明器具製造業
	E 2 9 5	電池製造業
	E 2 9 6	電子応用装置製造業
	E 2 9 7	電気計測器製造業（但し、医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）を除く。）
	E 2 9 9	その他の電気機械器具製造業
	E 3 0 0	管理、補助的経済活動を行う事業所（3 0 情報通信機械器具製造業）
	E 3 0 1	通信機械器具・同関連機械器具製造業
	E 3 0 2	映像・音響機械器具製造業
	E 3 0 3	電子計算機・同付属装置製造業
	L 7 2 8 2	純粋持株会社（2 8・2 9・3 0に分類されるものに限る）
輸送用機械器具製造業	E 3 1 0	管理、補助的経済活動を行う事業所（3 1 1・3 1 2・3 1 3・3 1 4・3 1 9 1に分類されるものに限る。）
	E 3 1 1	自動車・同附属品製造業
	E 3 1 2	鉄道車両・同部分品製造業
	E 3 1 3	船舶製造・修理業、舶用機関製造業
	E 3 1 4	航空機・同附属品製造業
	E 3 1 9 1	自転車・同部分品製造業
	L 7 2 8 2	純粋持株会社（3 1 1・3 1 2・3 1 3・3 1 4・3 1 9 1に分類されるものに限る。）
光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	E 2 7 0	管理、補助的経済活動を行う事業所（2 7 5に分類されるものに限る。）
	E 2 7 5	光学機械器具・レンズ製造業
	E 3 2 0	管理、補助的経済活動を行う事業所（3 2 3に分類されるものに限る。）
	E 3 2 3	時計・同部分品製造業
	L 7 2 8 2	純粋持株会社（2 7 5・3 2 3に分類されるものに限る。）
各種商品小売業	I 5 6 0	管理、補助的経済活動を行う事業所（5 6に分類されるものに限る。）
	I 5 6 1	百貨店、総合スーパー
	I 5 6 9	その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）
	L 7 2 8 2	純粋持株会社（5 6 1・5 6 9に分類されるものに限る。）
自動車小売業	I 5 9 0	管理、補助的経済活動を行う事業所（5 9 1に分類されるものに限る。）
	I 5 9 1	自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。）
	L 7 2 8 2	純粋持株会社（5 9 1に分類されるものに限る。）